

静岡市法定外公共物用途廃止事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第241号。以下「規則」という。）第14条に規定する法定外公共物の用途廃止に係る事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 法定外公共物の用途廃止を要望しようとする者（以下「要望者」という。）は、当該法定外公共物が静岡市所管の財産であること及び所管替えに係る手続き等について、事前に市長に相談するものとする。

2 前項の相談を行う要望者は、次に掲げる書類を持参しなければならない。

- (1) 案内図（縮尺500分の1から1,500分の1程度で、主要な目標物を含む要望箇所までの経路を示すもの）
- (2) 公図写し（転写した場合は、法務局備付けの公図に、縮尺、方位及び転写年月日を記載し、転写した者が記名押印したもの）
- (3) 登記事項証明書（要望箇所の隣接土地のうち、要望者が登記名義人の土地）
- (4) 現況写真（要望箇所を朱枠で記したもの）
- (5) 前各号に定めるもののほか、当該法定外公共物の状況等から、市長が必要と認める書類

(用途廃止の要望書類)

第3条 要望者は、規則第14条第1項に規定する法定外公共物用途廃止要望書3部（正本1部、副本2部）に次に掲げる書類をそれぞれ添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1から5,000分の1程度で、要望箇所の位置を示すもの）
- (2) 案内図（縮尺500分の1から1,500分の1程度で、主要な目標物を含む要望箇所までの経路を示すもの）
- (3) 平面図（縮尺250分の1から500分の1程度で、要望箇所及び建物等の位置を明示したもの。既存の道水路の用途に代わるべき他の財産の寄附を受け、既存の道水路を用途廃止する（以下「付替え」という。）場合は、寄附済み箇所も明示したもの。）
- (4) 公図写し（転写した場合は、縮尺、方位及び転写年月日を記載し、転写した者が記名押印したもの）
- (5) 求積図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）
- (6) 利害関係人の同意書（様式第1号）

- (7) 現況写真（要望箇所を朱枠で記したもの）
 - (8) 要望箇所に係る境界確定通知書写し
 - (9) 登記関係書類（表題登記嘱託書・委任状、所有権保存登記嘱託書・委任状等）
 - (10) 確認書（様式第2号）
 - (11) 前各号に定めるもののほか、当該法定外公共物の状況等から、市長が必要と認める書類
- （登記）

第4条 市長は、受理した法定外公共物用途廃止要望書に不備のないこと、要望箇所に道水路の公共的機能及び施工計画がないことを確認したときは、要望箇所の表題登記、所有権保存登記等に必要な書類に押印し、要望者若しくは、その代理人に交付するものとする。

2 要望者は、前項の書類交付を受けた後、表題登記及び所有権保存登記等手続きを行わなければならない。

3 要望者は、所有権保存登記等完了後、登記完了証、登記事項証明書及び公図写しを提出しなければならない。

（用途廃止の基準）

第5条 市長は、法定外公共物の用途廃止の要望があったときは、次に掲げる基準に従って当該要望の内容を審査し、用途廃止の可否を決定するものとする。

- (1) 道水路の公共的機能を失っていること。
- (2) 道水路の施工計画が無いこと。
- (3) 隣接地との筆界及び所有権界が明確であり、紛争が生じていないこと。
- (4) 工作物、埋設物等の占用物及び物件がある場合は、占用者または所有者が明確であり、その取扱いについて協議済みであること。
- (5) 利害関係人の同意を得ていること。
- (6) 要望箇所の表題登記及び所有権保存登記等が完了していること。
- (7) 要望箇所以外の道水路に支障が生じないこと。
- (8) 付替えの場合は、要望箇所の用途に代わるべき他の財産が、要望箇所と同等以上の公共的機能を有していること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、用途廃止することで問題等生じないこと。

（用途廃止の通知）

第6条 市長は、法定外公共物の用途廃止について適当であると認めるときは、要望者に対して規則第14条第2項に規定する法定外公共物用途廃止通知書を送付するものとする。

2 引継ぎを伴う場合は、前項の通知書を送付後、速やかに引継ぎ先財産管理者宛てに財産所管替え通知を行い、財産台帳を処理するものとする。

(用途廃止をしない旨の回答)

第7条 市長は、法定外公共物の用途廃止が不適當であると認めて当該要望を受け入れないと決定したときは、回答書(様式第3号)により、速やかに要望者にその旨を回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成17年4月1日から施行する。
- 2 静岡市法定外公共物用途廃止事務取扱要領(平成16年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

同 意 書

あなたが下記の静岡市所管の法定外公共物について用途廃止の要望を行い、かつ、用途廃止後に静岡市から買受けることに異議ありませんので同意します。

なお、境界についても図面のとおり異議ありません。

記

所 在 地	種別	面 積	要 望 目 的

年 月 日

(要望者) 様

利害関係人 住所 氏名 印

※利害関係人本人が署名する場合は、押印不要です。

※利害関係人とは、要望箇所の隣接土地所有者（点で接する場合も含む）、町内・自治会長及び当該財産になんらかの権利を有している者（例：部農会、水利組合等）である。

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印
()

法定外公共物用途廃止要望について (回答)

年 月 日付けで要望のありました用途廃止につきましては、下記の理由により、現況、用途廃止が不適當である旨回答します。

記

1 用途廃止要望財産

所 在	
種類及び面積	

2 理 由